異民族統御官にあらわれた五胡諸國の民族觀

三　﨑　良　章

はじめに
一　五胡諸國における異民族統御官の實態
二　西方系異民族統御官の意味
　1　羌をめぐる問題
　2　西夷・西蠻・西戎・戎・西胡について
三　五胡諸國各國の民族觀
おわりに

はじめに

五胡諸國(1)の多くは、中國歷代王朝の官職を繼承してそれぞれの統治機構(2)を構築したが、異民族統御官(3)もそうした官職の一つとして、各國の官僚機構の一翼を擔うことになった。ところが、その異民族統御官は晉以前の中國王朝のそれとさまざまな點で異なり、また五胡諸國間での相違も少なくなかった。すなわち同一名稱でありながら職掌あるいはその統御の對象民族を異にするものを初めとし、特異な民族名を冠するもの、さらに兼任する地方官(4)が相違するものなどがみられるのである。

こうした相違は各國が現實に直面していた樣々な民族問題に起因しており、その背景には各國固有の民族認識やさらに

は國家意識というものが存在した。このような理解を前提に、先に南蠻校尉・平吳校尉について檢討し、五胡諸國の國家意識の解明を試みた。(5) そこで本稿では、それに引き續き、その他の異民族統御官について網羅的に考察し、五胡諸國の民族認識の一面の解明を行なうことにする。

一　五胡諸國における異民族統御官の實態

まず行論の便宜上、史料から檢出できる異民族統御官を兼任地方官とともに各國毎に一覽表に掲げた（表1）。この表に從って各異民族統御官の設置の狀況・實態について明らかにし、さらに各國の異民族統御官全體の特性を指摘することにする。なお成漢・後趙・冉魏・前燕・前秦・後燕の異民族統御官については前稿で檢討したので、それらについては結論のみを確認しておく。(6)

ア　成　漢

成漢では西夷校尉李含①（以下表1の該當番號を付す。）は西晉主李特の妹の夫、南夷校尉任回②、南蠻校尉李恭③は李氏政權當初からの臣下である。また西夷校尉④・東羌校尉⑥の李壽は皇帝李雄の從弟、西夷校尉李保⑤は皇帝李期の弟で、さらに東羌校尉任調⑦・西夷校尉李奕⑧は皇帝李壽の側近、南夷校尉李權⑨は李壽の從子である。彼らはいずれも皇帝の一族あるいは僚佐の政權の中心人物であった。(7) また異民族統御官の種類は、すでに晉に存在した西夷校尉・南夷校尉・南蠻校尉・東羌校尉であり、しかもその民族は中國の西方・南方のそれに限られ、さらに州刺史と兼任する場合も晉で行なわれた特定の州刺史と異民族統御官の兼任形態を受け繼いでいる。總じて成漢の異民族統御官は、特定の民族に對處する官職というよりも、一地方政權としての成漢の中樞を占める人物が帶びる官職であった。成漢は晉の、特にその西方民族に對する政策を理念的に繼承したと考えられ、そこからは獨自の民族觀は窺えない。

	國名	就官者	異民族統御官	兼任地方官	年	出典
㉟		苻洛	護西夷校尉	益州牧	380	晉113
㊱		石越	護鮮卑中郎將	平州刺史	380	晉113
㊲		韓胤	護赤沙中郎將		380	晉113
㊳		王騰	護匈奴中郎將	并州刺史	380	晉113
㊴		裴元略	西夷校尉	巴西梓潼二郡太守	382	晉114
㊵		梁苟奴	護羌中郎將		386	晉115
㊶		苻碩原	滅羌校尉		389	晉115
㊷	後秦	姚碩德	護東羌校尉	秦州刺史(牧)	386·394	晉116・117
㊸		禿髮傉檀	護匈奴中郎將	涼州刺史	406	晉126
㊹		乞伏熾磐	西夷校尉	河州刺史	407	晉125・通114・十
㊺	西秦	乞伏是辰	西胡校尉		422	通119
㊻		乞伏信帝	平羌校尉		425	通120
㊼	前涼	張茂	護羌校尉	涼州牧	320	魏99・十
㊽		張駿	護羌校尉	涼州牧	324	魏99
㊾		張瓘	寧戎校尉	河州刺史	345	魏99・通97
㊿		楊宣	西胡校尉	沙州刺史	345	魏99・通97
51		張重華	護羌校尉	涼州牧	346	晉86・魏99・通97・十
52		張瑊	寧戎校尉		347	晉86
53		張耀靈	護羌校尉	涼州牧(刺史)	353	晉86
54		張祚	護羌校尉	涼州牧	353	十
55		張玄靚	護羌校尉	涼州牧	355	晉86・十
56		張天錫	護羌校尉	涼州牧	363	晉8・86・魏99
57		索泮	典戎校尉	西郡武威太守	360年代	晉115
58	後涼	呂光	護羌校尉	涼州刺史	385	晉122・魏95・十
59		呂光	護匈奴中郎將	涼州牧	386	晉122
60	北涼	李暠	護西胡校尉	敦煌太守	398	晉87
61		李暠	護西夷校尉		399	晉87・十
62		沮渠挐	護羌校尉	秦州刺史	411	晉129
63		沮渠益子	護羌校尉	秦州刺史	411	晉129
64	西涼	李暠	西胡校尉	沙州牧	400	宋98
65		李暠	護羌校尉	秦涼二州牧	400	晉87・魏99・宋98
66		李歆	護羌校尉		407	晉87
67		李讓	西夷校尉	敦煌太守	407	晉87
68		張和	護羌校尉		408	西
69		李歆	護羌校尉	涼州牧	417	晉87・魏99・十

凡例　晉=『晉書』　宋=『宋書』　魏=『魏書』　通=『資治通鑑』　華=『華陽國志』
十=『十六國春秋』(『太平御覽』所引)
西=「西涼建初四年秀才對策文」(『吐魯番出土文書』　第一册)

表1　五胡諸國の異民族統御官

	國名	就官者	異民族統御官	兼任地方官	年	出典
①	成漢	李含	西夷校尉		301	晉120・華8
②		任回	南夷校尉	寧州刺史	314	華9
③		李恭	南蠻校尉	荆州刺史	314	華9
④		李壽	西夷校尉		330	晉121・華9
⑤		李保	西夷校尉	汶山太守	334	華9
⑥		李壽	東羌校尉	梁州刺史	335	晉121
⑦		任調	東羌校尉	梁州刺史	338	華9
⑧		李奕	西夷校尉		338	華9・通96
⑨		李權	南夷校尉	寧州刺史	338	華9
⑩	前趙	韋忠	平羌校尉		310年代	晉89
⑪		劉虎(武)	丁零中郎將		310年代	魏95・晉130・十
⑫		石勒	東夷校尉		308	晉104
		石勒	東夷校尉	并州刺史	310	晉104
		石勒	東夷校尉	幽州牧	311	晉104
		石勒	東夷校尉	幽州牧・并州刺史	311	晉104
		石勒	東夷校尉	幽州牧・冀州牧	312-318	晉104
⑬		楊難敵	寧羌中郎將	益寧南秦三州牧	322	晉103
⑭		楊難敵	護南氐校尉	益寧南秦三州牧	322	晉103
⑮		張茂	護氐羌校尉	涼州牧	323	晉103
⑯	後趙	王勝(騰)	西夷中郎將		325	晉105・通93
⑰		董幼	南蠻校尉		330	晉105
⑱		蒲洪	護氐校尉		333	通95・十
⑲		姚襄	護烏丸校尉	豫州刺史	350	晉116・十
⑳	冉魏	桑坦	南蠻校尉		350	晉107
㉑	前燕	陽耽	東夷校尉		320年代	晉111
㉒		封抽	東夷校尉		331-338	晉108・109・通95・96
㉓		慕容垂	東夷校尉	平州刺史	357	十
㉔		悅綰	護匈奴中郎將	并州刺史	358	晉110
㉕		慕容垂	護南蠻校尉	荆州刺史・兗州牧	360	晉111
㉖		皇甫眞	護匈奴中郎將	并州刺史	362	晉111
㉗		袁眞	護南蠻校尉	揚州刺史	369	晉111
㉘	後燕	慕容德	南蠻校尉	冀州牧	396	晉127
㉙	前秦	人名不詳	西戎校尉		366	晉111・通101
㉚		姚萇	西蠻校尉	寧州刺史	373	晉113
㉛		鄧羌	護羌校尉		374	十
㉜		梁熙	護西羌校尉	涼州刺史	376	晉113
㉝		梁成	護南蠻校尉	荆州刺史	379	晉113
㉞		王顯	平吳校尉	揚州刺史	380	晉113

イ　前　　趙

前趙の異民族統御官は、六例である。まず韋忠⑩について『晉書』巻八九忠義韋忠傳に、

（韋忠）後、劉聰に仕え、鎮西大將軍・平羌校尉と爲り、叛羌を討ち矢盡くるも、節を屈せずして死す。

とある。これによれば韋忠は平羌校尉となって叛羌を討伐し、前趙の羌族對策に關與していることは明らかである。平羌校尉という官職名は晉にはみられず、前趙が羌族を異民族統御官による統御の對象としていたことが分かる。

次に劉虎⑪について、『魏書』巻九五鐵弗劉虎傳に、

（劉虎）始め國に臣附するも、自ら衆落稍く多きを以て、兵を擧げ外叛す。平文、晉の平州刺史劉琨と共に之を討つ。虎、走りて朔方に據り、劉聰に歸附す。聰、虎の宗室なるを以て、安北將軍・監鮮卑諸軍事・丁零中郎將に拜す。

と記されている。劉虎自らが丁零に關與した實例はないものの、彼の子の豹子が後趙から丁零單于とされていることからみると、後趙は劉虎の一族を丁零に對處する勢力と看做し、その官職として丁零中郎將を使用した可能性はあろう。

石勒⑫は『晉書』巻一〇四石勒載記上に、

（劉）元海の僭號するに及び、使を遣して勒に持節・平東大將軍を授く。校尉・都督・王は故の如し。

と記されている。これは劉淵（元海）が皇帝を稱した時であるから三〇八年のことである。文脈からすると、彼はこれ以前から「校尉」であり、それは後文により東夷校尉であると確認できる。この後、前趙において石勒の官位は上昇して行くが、東夷校尉は三一八年までは繼續しているようである。ところで石勒が兼任する刺史（牧）名に變動がみられる點は注目される。彼が刺史に任命されるのは三一〇年であるが、このときは幷州刺史であった。その後三一一年に幽州牧、同年幽州牧・幷州刺史、三一二年には幽州牧・冀州牧に任じられた。このような兼任の形態は晉の東夷校尉の兼任地方官と異なっている。また刺史名の變動にも拘らず東夷校尉が繼續するには何らかの意味があったと考えられるが、東夷に關す

る活動の記録等がないためその點は不明である。

次に、仇池氐の首長楊難敵⑬・⑭について『晉書』卷一〇三劉曜載記には、

時に（劉）曜、疾に寢し兼ねて癘疫甚し。議して班師せんと欲すれども、（楊）難敵の其の後を躡すを恐れ、乃ち其の尚書郎王獷を以て光國中郎將と爲し、仇池に使して以て難敵に說かしむ。難敵、是に於て使を遣し藩を稱するに、曜、大いに悅びて難敵を署して使持節・侍中・假黃鉞・都督益寧南秦涼梁巴六州隴上西域諸軍事・上大將軍・益寧南秦三州牧・領護南氐校尉・寧羌中郎將・武都王と爲す。子弟の公侯列將二千石と爲る者十五人なり。

とあり、彼は護南氐校尉及び寧羌中郎將とされた。これは周邊民族首長を異民族統御官に任命する初期の例であるが、彼は護南氐校尉として自民族を管理する承認を得るとともに、他に例のない寧羌中郎將として周邊の羌族に對する管理を前趙から委ねられたと思われる。

張茂⑮は劉曜載記に、

（張）茂、懼れ果して使を遣し藩を稱し、馬一千五百匹・牛三千頭・羊十一萬口・黃金三百八十斤・銀七百斤・女妓二十人及び諸の珍寶珠玉方域の美貨を獻ずること勝て紀す可からず。曜、大いに悅びて其の大鴻臚田崧をして茂を使持節・假黃鉞・侍中・都督涼南北秦梁益巴漢隴右西域雜夷匈奴諸軍事・太師・領大司馬・涼州牧・領西域大都護・護氐羌校尉・涼王に署せしむ。

と記されているように護氐羌校尉とされたが、この官職名は氐族・羌族の管理を意味する。涼州刺史（牧）・護羌校尉は曹魏以來行なわれていた兼任形態であり、張軌以下の前涼支配者の多くは西晉・東晉から涼州刺史（牧）・護羌校尉に任命され、またその後それを自稱するようにもなっていた。ところが前趙が張茂に與えた官職は氐に對する監護をも意味する。すなわち單なる護羌校尉であれば從來の晉の政策の繼承ということになるが、それに氐が加わるということは、張茂支配下に氐族も含まれるという實態に卽してその支配の正當性を認めるという、前趙の積極的な施策の現れといえる。(8)

以上のようにみると、前趙の異民族統御官は魏晉の形態から大きく變化していることが分かる。東夷校尉以外は後漢以來の中國王朝にみられない官職であり、また東夷校尉も兼任地方官はそれまでの魏晉の東夷校尉とは異なっている。さらに周邊民族首長を異民族統御官に任じた。すなわち前趙は、獨自の異民族統御官を設置し、それまでの中國王朝と相違する周邊民族對策を展開していたものと理解できるのである。

ウ　後　　趙

後趙では、西夷中郎將王勝⑯は西方の前趙と對峙する地域に駐屯し、南蠻校尉董幼⑰は東晉攻擊に參畫している。また護氐校尉蒲洪⑱は後趙に服屬した氐族の首長であり、後趙はその管理を委ねた。加えて護烏丸校尉姚襄⑲は烏丸族を管理するものであった。後趙も、前趙同樣、晉の異民族統御官の形態をそのまま引き繼いだのではなく、晉にない異民族統御官を新設したり、服屬してきた民族の有力者を任命するなどして、實質的な獨自の民族統御を意圖したと考えられる。

エ　冉　　魏

冉魏の異民族統御官の事例は一例に過ぎない。南蠻校尉桑坦⑳は具體的な任務は明らかでないが、東晉との前線である合肥方面に駐屯していたことは確認できる。冉魏の場合はその成立の事情からみて、後趙の異民族統御官制度をそのまま繼承したものと捉えるべきであろう。

オ　前　　燕

前燕では東夷校尉の陽耽㉑・封抽㉒は東晉の平州牧慕容廆の屬僚として任命された。東夷校尉慕容垂㉓の職務は不明であり、護匈奴中郎將悅綰㉔は匈奴等の民族を統御するもの、護南蠻校尉慕容垂㉕は前燕の南方政策に從事し、護匈奴中郎將皇甫眞㉖の職務は不明である。さらに護南蠻校尉袁眞㉗は東晉を統御することを職務としていた。前燕の異民族統御官は、慕容廆が名目的には東晉の官僚としてその東方支配の一翼を擔う形で東夷校尉を設置したことに始まる。そして三五二年の前燕帝國成立以後、護匈奴中郎將・護南蠻校尉も設置され、周邊民族に對する職務を遂行した。すなわち異民族統

御官は當初は中國王朝の繼承ないし模倣であったが、三五二年以降、東晉を南蠻校尉の職務の對象とするなど獨自の展開をみせたのである。

カ　後　燕

後燕では南蠻校尉慕容德㉘の一例のみみられ、南蠻や東晉に對處していた。後燕の異民族統御官は前燕のそれを引き繼いでいたことになる。

キ　前　秦

前秦の異民族統御官は十三例抽出できる。西戎校尉㉙は西戎主簿の存在から推測できるが、その動向は不明である。西蠻校尉姚萇㉚は益州の管理に當たり、護羌校尉鄧羌㉛は益州の反亂に對處し、西羌校尉梁熙㉜は前涼滅亡後の涼州の管理を擔當した。護南蠻校尉梁成㉝は襄陽陷落後の東晉對策としての任命、また平吳校尉王顯㉞は東晉との戰いでの功績による任命で、後に淝水の戰いに出陣する。護西夷校尉苻洛㉟も東晉との戰爭での功績に對する處置であるが、護西夷校尉としての行動は不明である。さらに護鮮卑中郎將石越㊱・護赤沙中郎將韓胤㊲・護匈奴中郎將王騰㊳は苻洛の亂平定後に新たに任命されたもので、それぞれ苻洛の影響を受けていた鮮卑・赤沙(9)・匈奴の管理に當たった。西夷校尉裴元略㊴は蜀において東晉攻擊の準備を行なっており、西夷校尉という官職名自體には特別な意味はなさそうである。一方護羌中郎將梁苟奴㊵は後秦と戰い、滅羌校尉苻碩原㊶は後秦から獲得した平涼の管理を行なった。これらは明らかに羌族國家後秦對策である。

以上のように前秦では三六〇年代以後異民族統御官の設置が確認され、特に、三七〇年代後半以降、平吳校尉・護鮮卑中郎將・滅羌校尉などの中國歷代王朝や他の五胡諸國には前例のない官職を設置し、特定の民族の管理・監護を職務とした。すなわち前秦は晉朝とは異なる獨自の周邊民族認識に基づいて、異民族統御官に特定の勢力に對應する權能をもたせていたと理解できる。(10)

ク　後　　秦

後秦の異民族統御官は三八六年の姚萇の皇帝即位直後からみられる。『晉書』巻一一六姚萇載記に、

（姚萇）遂に秦州に如き、苻堅の秦州刺史王統と相い持すに、天水の屠各・略陽の羌胡の萇に應ずる者二萬餘戸。統、懼れ乃ち降る。（中略）弟碩德を都督隴右諸軍事・秦州刺史・領護東羌校尉に拜し、上邽に鎮せしむ。

とある。これは秦州を攻略した後に姚碩德㊷を秦州の上邽に駐屯させたという記録であり、姚碩德は護東羌校尉として天水の屠各・略陽の羌胡の管理に當たったと考えられる。

次に『晉書』巻一二六禿髮傉檀載記に、

傉檀、是に於て師を率ひ沮渠蒙遜を伐ち、氐池に次る。蒙遜、嬰城固守するに、其の禾苗を芟り、赤泉に至りて還り、興に馬三千匹・羊三萬頭を獻ず。興、乃ち傉檀を署して使持節・都督河右諸軍事・車騎大將軍・領護匈奴中郎將・涼州刺史と爲し、常侍・公は故の如くし、姑臧に鎮せしむ。

とあり、後秦は四〇四年以來稱藩していた南涼の禿髮傉檀㊸を四〇六年に護匈奴中郎將に任命した。ここでは服屬した周邊勢力に對する稱號授與の側面とともに、匈奴沮渠氏に對する異民族統御官による支配の意圖がみられる。

さらに西秦の乞伏熾磐㊹に對し、『晉書』巻一二五乞伏乾歸載記に、

姚興、乾歸の終に西州の患と爲るを慮んぱかり、其の朝するに因る也、興、留めて主客尚書と爲し、熾磐を以て建武將軍・行西夷校尉と爲し、其の衆を監撫せしむ。

とあるように、後秦は四〇七年に西夷校尉を授與した。この場合も熾磐は當時の首長乾歸の長子であるから、服屬した周邊勢力首長への稱號の授與に準ずるとすることができ、彼は西夷校尉として西秦勢力を監撫することが求められたと看做することができる。以上のように後秦は、新たに支配した地域の異民族に對して異民族統御官による管理を企圖し、また周邊民族首長等を異民族統御官に任命する政策を行なったのである。

ケ　西　　秦

西秦の異民族統御官については『資治通鑑』に記録がある。巻一一九永初三年（四二二）條に、

秦王熾磐、折衝將軍乞伏是辰を以て西胡校尉と爲し、列渾城を汁羅に築き以て之に鎮せしむ。

とあり、乞伏是辰㊺は西胡校尉に任じられたが、その後の活動は不明である。また巻一二〇元嘉二年（四二五）條に、

丘擔、其の衆を以て秦に降るに、秦、擔を以て歸善將軍と爲し、折衝將軍乞伏信帝を拜して平羌校尉と爲し、以て之を鎮せしむ。

とある。丘擔は黒水羌の酋であるから、西秦は黒水羌を管理するために乞伏信帝㊻を平羌校尉としたことになる。事例は少ないが、西秦は異民族統御官による異民族對策を行なったことが分かる。

コ　前　　涼

涼を稱した五國のうちでは南涼を除く前涼・後涼・北涼・西涼に異民族統御官が存在し、さらに前涼・後涼・西涼は首長自らが異民族統御官を稱した。(11)

前涼首長の異民族統御官の狀況は錯綜しているので、表2にまとめておく。すなわち三二〇年に張茂㊼が護羌校尉を稱したのが前涼の異民族統御官の最初である。これは茂の父の張軌が三〇一年に、茂の兄の張寔も三一四年にそれぞれ西晉によって護羌校尉とされたことに由來する。張茂はこれらにならい、前涼の首長の地位に就いた三二〇年に護羌校尉を自稱したのである。その後の狀況は表2に示した通りである。すなわち前涼においては、張茂以後すべての首長が護羌校尉を稱し、また同時に涼州牧を兼任した。前述した前趙が張茂の稱藩に對しその自稱を上回る護氐羌校尉を與えたことを考えるとき、その認識の相違が明確になる。

前涼におけるその他の異民族統御官には張瓘㊾の寧戎校尉、楊宣㊿の西胡校尉、張璩(52)の寧戎校尉、索泮(57)の典戎校尉が存在する。楊宣は『晉書』巻九七、四夷傳西戎焉耆條に、

表2　前涼首長の官職

代	首　長	年	任命國	官　　職　　名	
1	張　軌	301	西晉	持節・護羌校尉・涼州刺史	
2	張　寔	314	西晉	使持節・都督涼州諸軍事・西中郎將・涼州刺史・領護羌校尉・西平公	
3	張　茂	320	自稱	使持節・都督涼州諸軍事・平西將軍・護羌校尉・涼州牧・西平公	㊼
		323	前趙	使持節・假黃鉞・侍中・都督涼南北秦梁益巴漢隴右西域雜夷匈奴諸軍事・太師・領大司馬・涼州牧・領西域大都護・護氐羌校尉・涼王	⑮
4	張　駿	324	自稱	使持節・大將軍・護羌校尉・涼州牧・西平公	㊽
		333	東晉	鎭西大將軍・護羌校尉・涼州刺史・西平公	
5	張重華	346	自稱	使持節・大都督・太尉公・護羌校尉・涼州牧・西平公・假涼王	㊿
		347	東晉	大都督隴右關中諸軍事・護羌校尉・涼州刺史・大將軍・假節	
6	張耀靈	353	自稱	大司馬・護羌校尉・涼州刺史・西平公	53
7	張　祚	353	自稱	大將軍・護羌校尉・涼州牧・涼公	54
8	張玄靚	355	自稱	大都督・大將軍・護羌校尉・涼州牧・西平公	55
9	張天錫	363	自稱	使持節・大都督・大將軍・護羌校尉・涼州刺史・涼王	56
		366	東晉	大將軍・大都督・督隴右關中諸軍事・護羌校尉・涼州刺史・西平公	

注：『晉書』卷8穆帝紀・卷86張軌傳・卷103劉曜載記・『魏書』卷99私署涼州牧張寔傳・『十六國春秋』前涼錄（『太平御覽』卷124所引）による。
各首長の最初の官職のみ記し，各史料間に相違があるものについては最も詳細なものを示した。
右端の數字は表1の對應番號。

其の後、張駿、沙州刺史楊宣を遣わし衆を率いて西域を疆理せしむ。

とあることから西域對策に從事していたと考えられる。また張璩は、同卷一〇七石季龍載記下に、三四七年の後趙の麻秋の前涼攻撃のこととして、

河湟閒の氐羌十餘萬落、張璩と相い首尾するに、麻秋、之を憚れて進まず。

とあり、氐・羌に對處していたことが知られる。さらに索泮については、同卷一一五苻登載記附索泮傳に、

（索泮）出でて中壘將軍・西郡武威太守・典戎校尉と爲る。政務寛和にして、戎夏其の惠に懷くに、（張）天錫、甚だ之を敬す。

とあり、典戎校尉として戎に對處していたと理解できる。

以上のことから、前涼では護羌校尉は涼州牧とともに首長の涼州支配に付隨する稱號と化し、羌を含む異民族に關する實務は別個の異民族統御官に委ねられていたことが想定される。

サ　後　　涼

前秦の苻堅によって西域に派遣された呂光は、西域を平定した後、苻堅の淝水での敗北を知って涼州にとどまり、三八五年、涼州刺史・護羌校尉㊽を稱した。この時點では彼は形式的には前秦の官僚として自稱したのであるが、苻堅が姚萇に殺害されたのを知ると、三八六年、自ら太安と改元するとともに使持節・侍中・中外大都督・督隴右河西諸軍事・大將軍・領護匈奴中郎將・涼州牧・酒泉公㊾と稱した。後涼の異民族統御官の事例は以上の二例であり、首長の稱號としてのみ存在するのである。

シ　北　　涼

北涼においては四例の異民族統御官がみられる。段業時代の三九八年、李暠（玄盛）は安西將軍・敦煌太守・領護西胡校尉㊿とされ、また三九九年には持節・都督涼興已西諸軍事・鎮西將軍・領護西夷校尉(61)とされた。李暠の護西胡校尉・

護西夷校尉としての行動は不明である。また沮渠蒙遜が政權を握った後の四一一年、蒙遜が姑臧の禿髮傉檀を破り、さらにその後姑臧に據った焦朗を破った際、弟の沮渠挐を護羌校尉・秦州刺史⑫とし、彼が急死すると、從祖の益子を鎭京將軍・護羌校尉・秦州刺史⑬に任命した。しかしその後彼らの行動は記錄されておらず、これらの異民族統御官の性格を窺うことは困難である。

ス　西　　涼

李暠は四〇〇年に年號を制定し西涼として獨立したが、その際、彼は『宋書』卷九八氐胡傳によると冠軍將軍・西胡校尉・沙州刺史・敦煌太守⑭と稱したとされ、『晉書』卷八七涼武昭王李玄盛傳及び『魏書』卷九九李暠傳では大都督・大將軍・涼公・領秦涼二州牧・護羌校尉⑮を稱したとされる。どちらを採るべきかの判斷の材料はないが、『宋書』氐胡傳は四〇五年に彼が大將軍・大都督・涼州牧・護羌校尉・涼公に改稱したとする。また彼の死後その後を嗣いだ李歆は、四一七年に大都督・大將軍・涼公・領涼州牧・護羌校尉⑯を稱している。西涼は敦煌・酒泉を中心に涼州北部を支配したにとどまるが、おそらく涼州全域の支配の正當化のため右記の官職を自稱したのであろう。從って護羌校尉も首長の支配の正當化のための稱號となっていたといえる。ところが『晉書』卷八七涼武昭王李玄盛傳の四〇七年における東晉への上表文に、

又、臣の州界迴遠にして、勍寇未だ除かれず、當に鎭副を須ちて行留の部分を爲すべきに、輒ち臣の世子士業に監前鋒諸軍事・撫軍將軍・護羌校尉を假し、前軍を督攝して、臣の先驅と爲さしむ。又、敦煌郡大いに衆殷にして、西域を制御し、萬里を管轄し軍國の本と爲るに、輒ち次子讓を以て寧朔將軍・西夷校尉・敦煌太守と爲し、崐裔を統攝し、殊方を輯寧せしむ。

とあり、李暠は世子李歆⑰・次子李讓⑱をそれぞれ護羌校尉・西夷校尉としたが、西夷校尉は異民族に對處したように思われる。また吐魯番出土の「西涼建初四年秀才對策文」から四〇八年に護羌校尉張和⑲の存在が知られるが、詳細は不明

である。

西涼においては護羌校尉を首長の稱號として涼州支配の正當化の手段として使用する一方、異民族統御官を用いての周邊民族對策も意圖したと考えられる。

二　西方系異民族統御官の意味

前章で各國ごとに檢討した結果に基づき、ここでは特に狀況の錯綜している中國西方の民族名をもつ異民族統御官を中心に考察を進めることにする。

1　羌をめぐる問題

五胡諸國における羌を冠する異民族統御官は左記の如くである。

護羌校尉　前秦　一例　前涼　七例　後涼　一例　北涼　二例　西涼　四例
護西羌校尉　前秦　一例
平羌校尉　前趙　一例　西秦　一例
滅羌校尉　前秦　一例
護氐羌校尉　前趙　一例
東羌校尉　成漢　二例
護東羌校尉　後秦　一例
護羌中郎將　前秦　一例
寧羌中郎將　前趙　一例

これは表1の異民族統御官六九例中二五例を占め、他の民族に比べ、數・種類ともに壓倒的に多いことが注目される。かつて後漢時代に烏丸對策に大きな役割を果たした烏丸を冠する異民族統御官—護烏丸校尉がこの時期わずかに一例しかみられないのと對照的である。

この中で注意されるのは護羌校尉である。護羌校尉は前漢時代に羌族に對處するために初めて設置され、(12) 後漢・魏・晉に繼承されたが、曹魏時代からは涼州刺史と兼任されることが多くなった。(13) そして『晉書』卷二四職官志には、

護羌・夷・蠻等校尉、案ずるに武帝、南蠻校尉を襄陽に、西戎校尉を長安に、南夷校尉を寧州に置く。元康中、護羌校尉は涼州刺史と爲り、西戎校尉は雍州刺史と爲り、南蠻校尉は荆州刺史と爲る。

とあり、惠帝の元康年間（二九一～二九九）には涼州刺史との兼任が制度的に規定されたことが分かる。西晉時代に護羌校尉に任官したことが確認できるのは二八二年の胡喜、二八六年の彭祈(14)であり、そのうち胡喜は涼州刺史との兼任が確認できる。

續いて三〇一年、晉は張軌を護羌校尉・涼州刺史に任じた。しかし彼は西晉末の混亂のなかで間もなく河西の覇權を握り、實質的に前涼政權を形成する。張軌以後、前涼は彼の後繼者に引き繼がれるが、前述したように彼らはその地位に就くと護羌校尉・涼州刺史を稱することになる。ここに涼州の支配者の護羌校尉自稱が始まる。これに對して晉は、第二代張寔・第四代張駿・第五代張重華・第九代張天錫をそれぞれ護羌校尉・涼州刺史に任命し、また前趙は第三代張茂を涼州牧・護氐羌校尉とした。前涼の支配者のなかには晉から護羌校尉・涼州刺史とされなかった人物もいるものの、この時期、晉及び前涼以外の五胡諸國には護羌校尉や涼州刺史に任じられたものはいないから、護羌校尉は涼州刺史と一體となり、廣く涼州を支配する前涼の支配者に對する稱號と認識されていたのであろう。

前涼の後、苻堅による涼州支配を挾んで、三八五年に涼州姑臧に據った呂光も一時、護羌校尉・涼州刺史を自稱し、また四〇〇年に敦煌に自立した西涼の李暠は（秦）涼（二）州牧・護羌校尉を稱し、これは四一七年には彼の第二子李歆に

引き継がれる。後涼・西涼においても、護羌校尉・涼州刺史兼任が涼州支配のために一定の意義を有したことが想像される。

ところが呂光の場合、三八六年には護匈奴中郎將・涼州牧を稱し、護羌校尉とはなっていない。その呂光から獨立した北涼の段業が三九七年に使持節・大都督・龍驤將軍・涼州牧・建康公を、[15] また業を殺して自立した沮渠蒙遜は四〇一年に使持節・大都督・大將軍・涼州牧・張掖公を稱し、[16] 三九九年に樂都に都した南涼の禿髮烏孤は弟利鹿孤を涼州牧に任じた。[17] さらに北涼では、四一一年に姑臧に進出した際、沮渠挐・沮渠益子を相次いで護羌校尉とした。つまり北涼と南涼ではいずれも涼州刺史と護羌校尉の兼任はみられないのである。

五胡十六國時代、五涼政權以外に護羌校尉や涼州刺史を設置した勢力としては前秦と後秦及び東晉がある。前秦では三七四年に護羌校尉鄧羌が益州の反亂鎭壓に出擊し、また三七六年に前涼の張天錫を滅ぼした後、中書令梁熙を護西羌校尉・涼州刺史とした。後秦は涼州に進出した四〇三年に王尙を涼州刺史に任命し、[18] 四〇六年には南涼の禿髮傉檀を涼州刺史・護匈奴中郎將としたのである。これらはいずれも護羌校尉・涼州刺史兼任の形態をとっていない。また東晉は四一八年に李歆を持節・都督七郡諸軍事・鎭西大將軍・護羌校尉・酒泉公に任ずるが、[19] 涼州刺史は北涼の沮渠蒙遜に與えた。[20] また宋は西涼・北涼に對し、東晉の形式を繼承して護羌校尉・涼州刺史を與え、西涼滅亡後は吐谷渾の首長を護羌校尉に任命した。

ここで注目されるのは後秦である。[21] 後秦は前秦苻堅の淝水の戰敗北後、三八四年に姚萇が自立して始まるが、三八五年八月には苻堅を捕殺し、長安を獲得した姚萇は皇帝を稱して勢力を大きく伸ばしていった。『魏書』卷九五羌姚萇傳によると、南安郡赤亭の姚氏は燒當羌の後裔であり、[22] 燒當羌は『後漢書』卷八七西羌傳から西羌に分類される。[23] 姚氏が西羌と認識されたことは姚弋仲の五世の祖の遷那が後漢の西羌校尉に、[24] 弋仲の父柯回が曹魏の西羌都督にそれぞれ任じられたことからも確認することができる。[25] また前秦が、後秦の勢力擴大にともない、三八六年に護羌中郎將、さらに三八九年に

は滅羌校尉を置き、後秦を異民族統御官で管理し、さらに攻擊の對象としたことから、四世紀末においてもその認識に變化のなかったことが理解できる。こうしたなかで姚弋仲は永嘉の亂に際して、護羌校尉・雍州刺史・扶風公を自稱する。(26) これは例えば蒲洪が晉の護氏校尉を稱したことと同様なことであり、(27) 自立できない段階では先ずは自らの民族に對する監護を主張しあるいはその承認を得ることに權力の正當性を求めたのである。すなわち姚氏自らも西羌を認識していたわけで、姚萇が三八六年に皇帝を稱して以後は、後秦は涼州を支配しても涼州刺史を任ずるのみで護羌校尉はついに設置しない。(28)

呂光が自立した三八六年には、その東方の勢力はもはや氐族ではなく羌族になっていた。後涼にとって後秦は異民族統御官で對處すべき周邊勢力ではなかったのである。西涼が舊來の形態をとったのは、後秦と直接境を接することなくその動向を考慮する必要がなかったと同時に、涼州の西部のみしか支配できなかった現狀を稱號によって補おうとしたためである。

以上のように護羌校尉を初めとする羌を冠する異民族統御官の設置狀況は、五胡諸國各國の民族認識・國家觀を如實に示している。すなわち文字通り羌族の監護を行なう異民族統御官、特定の目的を付與するもの、あるいは支配の正當性を意味するものなどが設置されたのである。

2　西夷・西蠻・西戎・戎・西胡について

おおよそ中國西方の異民族の管理を職務とすると類推できるものの、その具體的な對象民族が不明確な異民族統御官に西夷・西戎・戎・西胡・西蠻を冠する異民族統御官がある。五胡諸國におけるものは以下の通りである。

西夷校尉　成漢　四例　前秦　一例　後秦　一例　北涼　一例　西涼　一例

護西夷校尉　前秦　一例　北涼　一例

西夷中郎將　後趙　一例
西蠻校尉　前秦　一例
西戎校尉　前秦　一例
寧戎校尉　前涼　二例
典戎校尉　前涼　一例
西胡校尉　西秦　一例　前涼　一例　西涼　一例
護西胡校尉　北涼　一例

すなわち西夷を冠するもの一一例、西蠻を冠するもの一例、西戎を冠するもの一例、戎を冠するもの三例、西胡を冠するもの四例、合計二〇例である。これらの異民族統御官の性格を考察する指標としてやはり中國歷代王朝の狀況を把握する必要があるが、漢及び三國にはこれらは設置されず、晉において實例のあるものは、（護）西夷校尉・西蠻校尉・（護）西戎校尉である。以下、晉のこの三種の異民族統御官について檢討を加える。

西夷校尉は『晉書』職官志には規定はないが、『華陽國志』巻八大同志太康三年（二八二）條に、

蜀の羌夷多きを以て、西夷府を置き、平吳軍司張牧を以て校尉と爲し、節を持して兵を統べしむ。州、別に西夷を治すと蜀を治すを立て、各々長史・司馬を置く。

とあり、これが西夷校尉の初見である。この記錄によると西夷校尉は蜀の羌族對策のために置かれ、州刺史と別に官衙も設けられたことになる。涼州の羌は護羌校尉の管理の對象になっていたのに對し、蜀の羌は西夷とされ、西夷校尉の管理下に置かれたのであろう。晉の西夷校尉は『晉書』・『華陽國志』・『資治通鑑』等によると、張牧以下次の二〇名を數えることができる。

1張牧　2麴炳　3陳聰　4羅尙　5張峻　6皮素　7韓松　8暴重

9張羅　10王異　11張啓　12向沈　13蘭維　14李釗　15柳純　16毋丘暐
17周虓　18毛瑾　19文處茂　20沈叔任

このうち陳聰までの三人は益州刺史と別に成都に置かれたが、羅尚から王異までは益州刺史を兼任する。しかし羅尚は成漢の李雄の攻撃を受け、三〇四年からは成都から離れて巴郡・巴東に屯し、向沈からは益州刺史も稱することはなくなり、治所はさらに東に移動する。そして三二〇年代の柳純を最後にしばらく任官がみられなくなる。その後三五六年に西夷校尉毋丘暐が存在するので、成漢滅亡後復活し、前秦が益州を占據した時期を除いて繼續することになるが、兼任地方官は益州内の郡太守であった。ただ蜀の羌族との關係は不明である。

次に西蠻校尉は『晉書』職官志には規定はないが、一應記錄上次の四人が知られる。

1朱燾　2周虓　3趙寶　4毛穆之

そのうち朱燾・毛穆之の二人は益州刺史を兼任し、趙寶は巴都太守である。この西蠻校尉の兼任官・治所・出現時期は、前述の成漢滅亡後に復活した西夷校尉と相違はない。ただ趙寶は自稱、毛穆之は桓沖による任命であり、晉の官職として檢討の對象とするには問題がある。また周虓は前述の西夷校尉の周虓と同一人物であるが、『晉書』卷五八周訪傳では西夷校尉、同卷一一三苻堅載記上では西蠻校尉とされている。どちらを採るべきか判定する史料がないため、彼も檢討の對象からはずすべきであろう。從って晉の西蠻校尉として檢討できるのは朱燾のみとなるが、これもその動向は記されていない。晉の西蠻校尉の傾向を云々することは躊躇せざるを得ない。

さらに西戎校尉は前掲の『晉書』職官志によると長安に置かれ、雍州刺史を兼務すると規定されている。(29)『晉書』列傳等から次の一三代、一二人の就任が確認できる。

1司馬泰　2司馬柬　3司馬彤　4唐彬　5解系　6司馬彤　7司馬顒　8閻纘
9麴允　10司馬勳　11楊亮　12周瓊　13楊盛

このうち司馬泰・司馬彤・唐彬・解系・司馬顒・麴允・司馬勳・楊亮の八人は雍州刺史あるいは都督關中軍事を兼任している。司馬柬・閻纘の二人は兼任官不明、殘る二人は三九〇年の漢中に置かれた梁州刺史周瓊と四〇四年の涼州刺史楊盛である。麴允は三一三年に西戎校尉に任じられたが、次の司馬勳の存在が確認されるのは三六〇年である。すなわち三一〇年代から約四〇年間、晉は西戎校尉を任命していないのである。この期間は長安附近が前趙及び後趙の支配下に置かれた期間と一致している。その後一時的に東晉の勢力が關中に及んだ際の三六〇年に司馬勳、三八六年に楊亮が西戎校尉に在任しており、三九〇年の周瓊の任命は東晉が漢中に勢力を伸ばしたときのものである。西戎校尉に任じられた人物の實際の職務は氐族や劉曜に關わることも行なってはいるが、概ね雍州の支配に關連する官職であったといえよう。

以上のように晉の西方系異民族統御官は涼州の護羌校尉の他に、益州に西夷校尉、雍州に西戎校尉が設置され、また西蠻校尉も置かれた。これらは州刺史等と兼任して特定の州の異民族全般を扱う傾向がみられるが、州に密接に關係しているため、晉がその地域の支配を失うと異民族統御官も配置されなくなるのであった。

さて五胡諸國であるが、成漢には西夷校尉があるが、これは晉の西方支配を繼承することに意味があったわけで、特定の對象民族は浮かび上がっていない。後趙は前趙と接觸する地域に西夷中郎將を置き、前趙に對處させた。前秦では西夷校尉・護西夷校尉・西蠻校尉・西戎校尉が置かれた。護西夷校尉・西夷校尉はそれぞれ益州刺史・巴西梓潼二郡太守を兼ね、晉の兼任形態と同様に益州地方に駐屯したが、特定の民族との關連は不明である。また西蠻・西戎の示す民族も不明である。後秦では乞伏熾磐を西夷校尉として西秦に對處させた。前涼においては寧戎校尉・典戎校尉が涼州の諸民族、西胡校尉は西域の諸民族を管轄したようで、羌族に對しても寧戎校尉が關與したと考えられる。西涼では西夷校尉は敦煌に置かれたが、その職務は西域の民族に對處することであった。

すなわち西夷の意味する民族は、後趙では前趙、後秦では西秦、西涼では西域諸民族ということになる。また西胡は前涼では西域であるのに對し、西秦の場合は、民族は不明であるが、少なくともその支配領域からみて西域の民族である可

能性はない。さらに前涼の戎は涼州の諸民族を意味した。これらは晉の西夷等と全く異なり、關係する州も相違する。すなわち五胡諸國の一部では晉とは異なる民族認識をもっていたのである。

三　五胡諸國各國の民族觀

異民族統御官は曹魏以來、州刺史によって兼任されるようになり、かつて地方行政區域を越えて爲された職務が特定の州內に限定されてくる。しかし個々の民族は當然のことながら州を越えて活動するわけで、それぞれの州の民族對策には別の異民族統御官の設置が必要になった。晉代において多くの異民族統御官が新設されたのはそうした事情に起因すると考えられる。五胡諸國も晉の影響を受け、様々な異民族統御官を設置した。しかも五胡諸國自體が中國王朝からみれば異民族統御官の統御の對象となるべき存在であったことから、さらに種々の變異を生じたが、その變異こそが五胡諸國各國の民族認識の現出なのである。前章までに異民族統御官の設置狀況を檢討してきたが、ここで異民族統御官の存在形態から指摘できる五胡諸國の民族觀を、前稿での南蠻校尉・平吳校尉の檢討結果も踏まえて整理しておく。

前趙はそれまでの中國王朝とは異なる周邊民族認識をもち、特に氐・丁零を異民族統御官で對處すべき民族であるとしたことが特徵的である。後趙も前趙を西夷と看做し、東晉を南蠻と規定するなど獨自の民族認識をもっていた。また前燕では三五二年の前燕帝國成立以後、東夷・匈奴・東晉という三方の勢力に異民族統御官で對處する民族認識をもつようになったのである。

前秦は自らを氐族と認識していたが、苻堅時代の中期まで晉と異なる民族認識はみられない。しかし三七〇年代後半から東晉に對する南蠻校尉・平吳校尉設置を含めて、獨自の周邊民族認識をもつようになった。特に羌族に對しては、後秦との軋轢が激しくなるとともに敵對勢力と認識したのである。それに對して後秦は、護羌校尉を廢止するなど自ら羌族意識をもち、西秦を西夷と看做し、加えて後涼を初めとする周邊諸國の民族認識にも大きな影響を與えたのである。さらに

西秦は、四二〇年代には詳細は不明ながら周邊の小勢力を異民族統御官で統御する意識をもつに至ったのである。

一方前涼では、護羌校尉の稱號化が進み、羌族自體は戎に含まれるとされ、また西域の諸族は西胡とされた。ところが同じく涼州に建國した後涼は、後秦の勃興期に當り、後秦―羌族に對應することを意味する護羌校尉の設置を回避することとなった。ところが逆に西涼は、羌を異民族統御官で管理する民族と看做したが、これは涼州の中心地姑臧を支配できないなか、傳統的な護羌校尉を自稱することで涼州支配の正當性を主張したのである。しかしこれには後秦と直接境を接することがなかったという西涼の地勢的特徴も影響していた。なお西域諸族は西夷と理解された。

さて特定民族に對して異民族統御官を設置することは、その民族を自らの統御の對象と規定することである。とするならば、すでに國家を爲している勢力に對して異民族統御官を設置したり、その勢力の首長を異民族統御官に任命した事例は、當時の各國の對外認識を知る上で特に注目される。それには以下の例がある。

前趙→前涼
後趙→前趙・東晉
前燕→東晉
前秦→東晉・後秦
後秦→南涼・西秦

また獨立した首長自らが異民族統御官を自稱するとすれば、それはその周圍に自らを凌ぐ勢力の存在を認識した結果である。その現象は河西の前涼・後涼・西涼に現れる。

すなわち前趙・後趙・前燕・前秦・後秦は周邊勢力に對して積極的な民族政策を展開して、自らの中原王朝としての位置づけを圖った。そしてこれらの五國の民族認識は前述したように中國歷代王朝とは異なるものであった。逆に前涼・後涼・西涼の政策は限定的であくまで周邊國家としての地位にとどまったのである。

本稿で考察したように、五胡諸國の異民族統御官の制度は、一見中國王朝の機構を踏襲したかのようにみえるが、民族名や從來の官職を巧みに組み合わせることにより、中國的な官僚制に獨自の民族認識を反映させた官職を新設し展開させたのである。

おわりに

本稿では、異民族統御官という民族政策の最前線に位置する官職を手がかりとして、五胡諸國の民族認識に一定の見通しを得ることができた。前稿では東晉に對處するために南蠻校尉・平吳校尉を設置した五胡諸國、すなわち後趙・前燕・前秦に前趙・後秦を加えた諸國の國家意識の成熟を指摘したが、本稿で得られた右記の五國についての理解もそれと一致するものである。ただここで指摘し得たことは五胡諸國の民族觀の一面に過ぎない。民族名を冠した官職には他にも都督諸軍事や護軍(30)が存在する。また各國のその他の政策や個々の人々の動向・言動の中にもその民族認識が表出する事柄を徵することができる。もとより社會の民族觀の全體像を解明することは困難な作業である。しかし中國文化の特徵の一つである官僚機構の中に現れる、しかも民族問題が切實な問題として浮上してきた後漢時代に發展した異民族統御官を指標に用いることによって五胡諸國の民族觀を檢討することも、東アジア史上の民族を捉えるに當たり、一定の意義のあることであると思われる。今後の課題はさらに多くの現象を檢討し、それらを總合することによって、民族の全體像に迫ることにある。

註

(1) 正確には五胡十六國諸國とすべきであるが、煩雜であるので本稿では五胡諸國と記すことにする。

(2) 五胡諸國の官僚機構については、拙稿「前燕の官僚機構について」(『史觀』一二二、一九九〇年)註(2)所引論文、及び拙稿「後燕・南燕の官僚機構について」(『早稻田大學本庄高等學院研究紀要』一〇、一九九二年)參照。

(3) 五胡諸國において民族名を冠する官職には、校尉・中郎將・都督諸軍事・護軍などがある。しかし漢代以來、周邊民族を統御する官職として設置されたのは校尉・中郎將であり、多くの五胡諸國においても民族政策の中心官職であったと考えられる。從って本稿では民族名を冠する校尉・中郎將を中心に考察し、それらを一括して異民族統御官と稱することにする。晉及び五胡諸國の異民族統御官について言及した論考としては、船木勝馬「烏丸校尉・匈奴中郎將をめぐる諸問題」(『江上波夫教授古稀記念論集、歴史篇』所收、山川出版社、一九七七年)、同「西晉時代の幷州と幽州」(『中央大學文學部紀要』八四、一九七七年)、張國慶「西晉至北魏時期〝護東夷校尉〟初探」(『中央民族學院學報』一九八九―三、一九八九年)、陳國燦「魏晉間的烏丸與〝護烏丸校尉〟」(『魏晉南北朝隋唐史資料』一、一九七九年)などがある。

(4) 船木勝馬「烏丸校尉・匈奴中郎將をめぐる諸問題」(前掲註(3))によると、曹魏時代には州刺史の權限の增大にともない異民族統御官を兼領するようになった。これは晉にも繼承され、『晉書』職官志によると、異民族統御官を兼任する特定の州刺史が規定され、それは列傳等に散見される個別の事例と概ね一致するし、また規定は明確でないものの、特定の州刺史と異民族統御官の組合せも定まっていたようである。ところが五胡諸國では晉の規定や事例と異質な組合せがしばしばみられるためここに取り上げるものである。

(5) 拙稿「五胡諸國の異民族統御官と東晉」(『東方學』八二、一九九一年。以下「前稿」とする)。

(6) 異民族統御官には民族名の上に何らかの文字が付されるものと民族名のみのものがある。そのうち「護」が付されるものと民族名のみのものとの差は明確ではないので、表示する場合は史料にみられる通りに記すが、檢討する際には兩者の差を考慮しないことにする。

(7) 異民族統御官が特定の民族に對處している事例はみられず、逆に三二三年に氐の楊難敵の離反に對して中領軍・將軍・征東將軍が對處し、三三〇年に太子班が寧州夷を討平した事例を徵することができる(『晉書』卷一二一李雄載記)。

(8) 『晉書』卷八六張軌傳に「(陳)珍、氐羌の衆を募發し、(劉)曜を擊ちてこれを走らし、南安を剋復す。」とある。

(9) 『晉書』卷九七四夷傳北狄匈奴條によると、赤沙は匈奴の一種族であり、同卷一〇二劉聰載記によると、劉聰が河間王司馬顒から赤沙中郎將に表されたことがある。

(10) 前稿で言及した「南巴校尉」の「南巴」は地域の名稱と考えられるので、ここでの檢討からは除外する。

(11) これらの諸國の動向については、佐藤智水「五胡十六國から南北朝時代」(『講座敦煌』二、大東出版社、一九八〇年)參照。

(12) 久保靖彥「後漢初頭の烏桓について―護烏桓校尉に關する一考察―」(『史苑』二四―一、一九六三年)、小林聰「後漢の少數民族統御官に關する一考察」(『九州大學東洋史論集』一七、一九八九年)。

(13) 『晉書』卷一四地理志上、秦州條には、「魏、始め隴右を分かちて置く。刺史は護羌校尉を領す。」とあるが、記錄の

上では秦州刺史が護羌校尉を兼任している實例はない。實態としては涼州刺史が兼任しており、溫恢（『三國志』卷一五溫恢傳）、徐邈（『三國志』卷二七徐邈傳）、李憙（『晉書』卷四一李憙傳）の、曹魏時代の護羌校尉の兼任刺史三例は全て涼州刺史である。

(14) 『晉書』卷五七胡奮傳によると、胡喜は二八二年に護羌校尉となっている。また「晉護羌校尉彭祈碑」（『全晉文』卷一四六所收）によると、彭祈は二八六年から二八九年の間その任にあった。

(15) 『晉書』卷一二九沮渠蒙遜載記。

(16) 『晉書』卷一二九沮渠蒙遜載記。

(17) 『晉書』卷一二六禿髮烏孤載記。

(18) 『晉書』卷一一七姚興載記上。

(19) 『晉書』卷八七涼武昭王李玄盛傳。

(20) 『宋書』卷九八氐胡傳大沮渠蒙遜條。

(21) この時期の後秦の動向については、關尾史郎「『白雀』臆說」（『上智史學』三二、一九八七年）參照。

(22) 『魏書』羌姚萇傳に、「羌の姚萇、字は景茂、南安の赤亭より出ず。燒當の後なり。」とある。

(23) 『後漢書』西羌傳には西羌種族の一つとして燒當が擧げられている。

(24) 『晉書』卷一一六姚弋仲載記。

(25) 『晉書』卷一一六姚弋仲載記、『魏書』卷九五羌姚萇傳。

(26) 『晉書』卷一一六姚弋仲載記。

(27) 『十六國春秋』前秦錄（『太平御覽』卷一二一偏霸部所引）。

(28) 同時に後秦は東羌校尉は設置しているから、東羌を羌とは別の民族と認識したことも判明する。

(29) 3と6の司馬彤は同一人物の再任。なお『晉書』卷五七羅尙傳に西戎校尉・益州刺史とされる羅尙はその動向から『華陽國志』や『晉書』卷一二〇李特載記にある西夷校尉をとるべきである。

(30) この時代の護軍については、町田隆吉「前秦政權の護軍について―「五胡」時代における諸種族支配の一例―」（『歷史における民衆と文化』所收、國書刊行會、一九八二年）、高敏「十六國前秦・後秦時期的〝護軍〟制」（『中國史研究』一九九二―二、一九九二年）參照。

〔附記〕 本研究は、一九九二年度早稻田大學特定課題研究助成費による成果の一部である。

THE VIEWS OF THE KINGDOMS OF THE FIVE HU REGARDING FOREIGN PEOPLES AS EXHIBITED THROUGH THE "OFFICES FOR THE CONTROL OF FOREIGN PEOPLES"

MISAKI Yoshiaki

The offices for the control of foreign peoples were first established during the Han 漢 period, and subsequently many new offices were set up during the Chin 晉 era. Many similar offices were also established by the kingdoms of the Five Hu 五胡. In these, however, there were many variations from the established structure due to the fact that these kingdoms themselves were nominally controlled by the regnant Chinese dynasties. It is through these variations in the structure of the offices for the control of foreign peoples that the kingdoms of the Five Hu made manifest their views of foreign peoples.

In this paper I analyze both the function of these offices and the peoples they controlled. I then compare these with the similar offices under the Chin, in order to determine the distinct nature of the kingdoms of the Five Hu's views of foreign peoples.

I conclude that the Former Chao 前趙, Later Chao 後趙, Former Yen 前燕, Former Ch'in 前秦 and Later Ch'in 後秦 held distinct views of foreign peoples which differed significantly from views held by Chinese dynasties. The policies developed by the kingdoms of the Five Hu to control foreign peoples were based on these distinct views.